

第33回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月15日(水) 午前9時30分から午前10時30分

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員 (22人)

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
3番	出穂	真奈美
4番	小林	勉
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一 (会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
7番	福原	英樹
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員 (0人)

農業委員

番

農地利用最適化推進委員

番

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農地法施行細則第6条事業変更承認申請に対する承認について

議案 第4号 農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)に係る意見書の提出について

議案 第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農地係長 松原 耕二

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第33回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員10名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、1番 田村 尚利 委員、2番 河村 晴夫 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは、総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は、1件です。

A4横の「2月分光市農業委員会議案位置図」の1ページと2ページ、農地法第3条番号1-1と番号1-2を、議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、ご説明いたします。

今回の申請は農地の売買で、申請農地は東荷地区内にあり、大和支所の北東約3kmに位置する1筆で、地目は田、面積は775㎡です。

申請理由ですが、当該農地は、譲渡人が耕作できないことから引受先を探しておられましたが、この度、隣接地にお住いの譲受人との間で、当該農地の売買について合意に至り、農地の継承を行うため申請があったものです。

続きまして、机に配布しておりました、A4縦のホッチキス止めしてあります「議案第1号及び第2号参考資料」をご覧ください。

議案第1号及び第2号、参考資料の1ページ「農地法第3条許可申請について」ですが(1)(2)は説明済みですので省略します。

つづいて（３）農地の権利移動の制限についてですが、以下の第１号から第７号をクリアする必要があるため、各号について説明いたします。

まず、（３）のア第１号の「全部効率利用要件」についてです。

今回売買される農地は、譲受人のお住いの家の道向いにあり、現在は休耕中ですが、提出された営農計画書によればウリ及びイモ類の耕作を予定されています。

また、申請書に添付された農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、譲り受けた農地全てを効率的に耕作可能と認められ、問題ないと考えます。

続いて、イ第２号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」です。

本件は個人の権利取得であり問題ありません。

続いて、ウ第３号の「信託要件」についてです。

今回は信託ではないので問題ありません。

続いて、エ第４号の「農作業常時従事要件」についてです。

農作業に原則年間 150 日以上従事しない場合は不許可となりますが、提出された営農計画書から、譲受人は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みです。

続いて、２ページをご覧ください

オ第５号の「下限面積要件」です。

譲受人は現時点で 6,560 ㎡の農地を耕作中であり、今回譲り受ける農地 775 ㎡を加えた 7,335 ㎡を耕作予定としており、本市の下限面積要件である 30 アール、3,000 ㎡以上となるため問題ありません。

続いて、カ第６号の「転貸禁止要件」です。

今回は、譲受人本人が耕作予定であるため、転貸には該当しません。

続いて、キ第７号の「地域調和要件」です。

提出された営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第３条第２項各号に定める許可に必要な要件をすべて満たしており、許可要件について問題ないと考えます。

なお、この件につきましては、３番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長

３番委員、補足説明をお願いします。

3 番 説明がありましたとおり問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。
議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。
つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局 つづいて議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、2 件です。

議案第 2 号の番号 1 についてご説明いたします。

総会議案の 1 ページとあわせて A 4 横の「位置図」の 3 ページと 4 ページ、農地法第 5 条番号 1-1 と番号 1-2 を、議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

今回の申請は売買による所有権移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は広島市に本社を構える法人で、譲渡人は光市に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字室積村地内の、室積出張所の北 1.1 km に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 942 m²で、現在は休耕地となっております。

譲受人は申請地を購入予定で、農地転用対象地については「太陽光発電設備」を設置予定です。

譲渡人が農地の管理に苦慮し休耕となっていた当該農地について、譲受人が太陽光発電事業拡大のために候補地を探していたところ、売買について合意に至ったものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして、「議案第1号及び第2号参考資料」の3ページの(3)をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

(ア)「農地の区分」についてですが、

当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地となります。

なお第2種農地については他の農地で代替ができない場合に転用が可能で、今回については譲請人が設置可能な農地を複数検討した結果、最も日照条件等のよい当該農地選択しており、問題ございません。

ここからは、イ一般基準についてです。

まず、イの(ア)「転用の目的」ですが、「太陽光発電設備」を設置予定ということであり、問題ありません。

次に、イの(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて、4ページをごらんください

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は、(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、今回売買される土地のうち私道を除いた部分に太陽光発電設備を設置する計画であり、問題ありません。

さらに、(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書等から判断し、適当です。

続いて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、事業計画書等から私道についてはそのまま維持することとなっており、また被害防除計画書の内容等からも判断し、太陽光発電設備の設置による近接農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。
なお、この件につきましては、9番委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。
事務局からの説明は以上です。

議長 9番委員、補足説明をお願いします。

9番 特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので採決いたします。
議案第2号の番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号の番号1は原案のとおり決定いたしました。
つづいて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号2についてご説明いたします。
まず総会議案について、1か所修正をお願いいたします。
議案1ページの議案第2号番号2の「地目」欄が「田」とありますが、正しくは「畑」となりますので修正をお願いできればと思います。
それでは総会議案の1ページとあわせてA4横の「位置図」の5ページと6ページ、農地法第5条番号2-1と番号2-2を、議案の説明と併せてご覧ください。
今回の申請は、売買による所有権移転に伴う転用許可申請となっております。
申請者ですが、譲受人は光市に居住する個人で、譲渡人は佐賀県に居住する個人です。
申請のあった土地は、大字塩田地内の、大和支所の東5.2kmに位置す

る4筆で、地目は田、面積は合計で6,024㎡、現在は休耕地となっています。

譲受人は申請地を購入予定で、農地転用対象地については「貸資材置場及び駐車場」として利用予定です。

譲渡人が農地の管理に苦慮し休耕となっていた当該農地について、自身の経営する建設会社の資材置場等の拡張を計画し、新たな用地を探しておられた譲受人との間で、売買の合意に至ったものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして「議案第1号及び第2号参考資料」の5ページの(3)をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

(ア)「農地の区分」についてですが、

当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地となります。

なお第2種農地については他の農地で代替ができない場合に転用が可能で、今回については譲請人が候補地を複数検討した結果、最も条件のよい当該農地選択しており、問題ございません。

ここからは、イ一般基準についてです。

まず、イの(ア)「転用の目的」ですが、「貸資材置場及び駐車場」として利用予定ということであり、問題ありません。

次に、イの(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、イの(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

続いて、6ページをごらんください

次は、(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、「位置図」の6ページの右側部分「申請地拡大図」を見ていただきますと、今回許可

申請があった土地の中に斜線が引かれた一体利用地がございますが、こちらは農地でないため許可申請には含まれておりませんが、譲受人があわせて取得を予定しているとのことであり、申請地を一体として利用することについて問題ありません。

さらに、(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書等から判断し、適当です。

続いて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が「資材置場及び駐車場」としての利用であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近隣農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、6番委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 6番委員、補足説明をお願いします。

6番 特に問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので採決いたします。

議案第2号の番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号の番号2は原案のとおり決定いたしました。

つづいて、事務局より説明をお願いします。

事務局 つづいて議案第3号「農地法施行細則第6条事業変更承認申請に対する承認について」です。

今月の申請は5件です。

総会議案の2ページの議案第3号をご覧ください。

これらの5件につきましては既に農地転用許可済みですが、一旦許可した内容について変更が生じたことから、県の定める「農地法施行細則」の第6条に基づき、今回変更承認申請が提出されたものです。

それでは、議案第3号の番号1から4について、同一事業者ですので一括して説明いたします。

議案第3号の番号1は、大字岩田地内の太陽光発電設備に対する農地転用許可の変更承認申請です。

位置図については、7ページと8ページとなります。

申請者は、農地転用許可を受けた広島市に本社を構える法人で、総会議案2ページの1番右の欄、変更理由にありますとおり、資材不足に伴う資材納期遅れのため、工事の期間を延長したいという申請となっております。

なお資材不足については、コロナ等の影響に伴うもので世界的に資機材が手配しにくい状況であるとのことです。

工事期間は当初2年の予定でしたが、8か月延長し、令和6年1月31日までの延長申請となっております。

つづきまして、番号2は、大字東荷地内の太陽光発電設備に対する農地転用許可の変更承認申請です。位置図については、9ページと10ページとなります。

これも資材不足に伴う資材納期遅れのため、工事の期間を延長したいという申請となっております、工事期間は当初2年の予定でしたが、6か月延長し、期間を令和6年1月31日まで延長する申請となっております。

つづきまして、番号3と4は同一箇所についての申請で、大字三輪地内の太陽光発電設備に対する農地転用許可の変更承認申請です。位置図については11ページと12ページとなります。

これも同様に資材不足に伴う資材納期遅れのため、工事の期間を延長したいという申請となっております、工事期間は当初2年の予定でしたが、5か月延長し、令和5年12月31日まで延長する申請となっております。

なお、この件につきましては、11番委員、推進8番委員、2番委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいておりますが、対象地の管理が十分でなく荒廃している様子があったとの報告がありましたことから、期間延長の許可を出すにあたり、対象地の適切な管理を求めることとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

議長 11 番委員、推進 8 番委員、2 番委員において、補足説明があればお願いします。

(特になし)

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので採決いたします。議案第 3 号の番号 1 から 4 について、変更を認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 3 号の番号 1 から 4 の変更は原案のとおり認められました。

つづいて、事務局より説明をお願いします。

事務局 つづいて、議案第 3 号の番号 5 について説明いたします。

議案第 3 号の番号 5 は、大字小周防地内のドッグラン及び駐車場に対する農地転用許可の変更承認申請です。位置図については、13 ページと 14 ページとなります。

申請者は、農地転用許可を受けた市内にお住いの個人で、こちらも、資材不足のため、工事の期間を延長したいという申請となっております。

工事期間は当初 2 年の予定でしたが、8 か月延長し、令和 6 年 1 月 31 日までの申請となっております。

なお、資材不足に対応するため、当初申請から構築物であるフェンスの高さを下げる変更申請もあわせてしております。

この件につきましては、5 番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 5番委員、補足説明があればお願いします。

5番 特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので採決いたします。

議案第3号の番号5について、変更を認めることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号の番号5の変更は原案のとおり認められました。

つづいて、事務局より説明をお願いします。

事務局 つづいて、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）に係る意見書の提出について」です。

お送りしました、A4縦の議案第4号の資料をご覧ください。

今月の申請は3件です。

資料の1ページをご覧ください。

資料1ページの1に記載のありますとおり、これは、農業振興地域の整備計画に関する法律第13条第1項に基づき、申請者から、農用地から除外をしたいという申請が市へ提出されたことに伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市から農業委員会に対して計画の変更について意見を求められているものです。

農業委員会における確認事項は2点です。

1点目は、当該農地を農用地から除外することで、周辺農地の集団性など、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないか、について。

2点目は、農用地から除外することで、ため池や農業用水路等への支障とならないか、について確認し、意見を提出する必要があります。

それでは、資料1ページの2、対象農地の番号1、大字塩田の事案に

ついてです。

申請地と除外する農地の位置図と形状については、2ページと3ページをご確認ください。

申請の目的は、自己の住宅への進入路が狭いことから、自己用住宅進入路の拡幅及び車両旋回スペースを確保するため、自己の所有する水田の一部を埋め立てるという申請です。

面積は2,510㎡のうち96㎡となっています。

つづいて、資料1ページの2対象農地の番号2、大字立野の事案についてです。

申請地と除外する農地の位置図と形状については、4ページと5ページをご確認ください。

こちらについては、携帯電話無線基地局、いわゆる電波塔の設置のための申請です。

面積は1,413㎡のうち4㎡となっています。

つづいて資料1ページの2対象農地の番号3、大字塩田の事案についてです。

申請地と除外する農地の位置図と形状については、5ページと6ページをご確認ください。

番号2と同じく、携帯電話無線基地局、電波塔の設置のための申請です。

面積は749㎡のうち4㎡となっています。

なお番号1と3については推進4番委員、番号2については1番委員に現地確認をお願いし、問題ない旨の回答をいただいておりますことから、農業委員会事務局としましては、番号1から3について、資料1ページの4、意見案にありますとおり「農用地の集団化、作業の効率化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがなく、且つ農用地区域内の農業用水路等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことから、特に異議はありません。」と意見書を提出することとしたと考えております。

事務局からの説明は以上です。

議長

推進4番委員、1番委員から補足説明があればお願いします。

(特になし)

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので採決いたします。
議案第4号の番号1から3について、意見案のとおり意見を提出することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号の番号1から3は原案のとおり意見を提出することといたします。
つづいて事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

別紙のA4横の「令和4年度9号」の「光市農用地利用集積計画書」をお願いします。こちらの裏面をご覧ください。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

内容につきましては、新規が1件、1筆で面積は4,500㎡です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

事務局からは以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。
つづいて事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局

それでは報告事項の1号及び2号を一括して説明いたします。
議案の3ページをご覧ください。

まず、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」
です。

今回届出の件数は、4件でした。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長
専決により受理いたしました。

つづいて、報告第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は4件でした。

内容については記載のとおりです。

4件それぞれについて、地区担当の委員さんを含めた3名の委員さん
と、事務局1名による調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けない
ものであると認め、非農地証明を交付しました。

事務局からの説明は以上です。

議長

只今の報告第1号及び第2号について、質問、意見等がありましたらお
願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、
ご了解いただきたいと思います。

以上で、第33回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和5年2月15日開催の第33回光市農業委員会総会の議事録である。

令和5年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____